

## 頻発する豪雨災害等に関し、抜本的かつ集中的な 防災・減災、国土強靱化対策を求める重点要望

京都府においては、6月の大阪府北部地震、平成30年7月豪雨に続き、8月の台風第20号、9月の台風第21号及び第24号など、立て続けに自然災害に見舞われ、府民の生命・財産、インフラ、農林水産業、中小企業や文化財など様々な分野で甚大な被害が発生しました。

これらの被害に対して、京都府では、被災市町村及び関係機関との連携の下、被災者の生活再建や被害の復旧に向けて全力で取り組んでおりますが、自然災害の発生規模や頻度が、これまでとは明らかに異なり、住民からは「10年に一度の災害が何回も起こり、もうこりごりだ。1年でも早く対策してほしい。」との声があがっているなど、度重なる自然災害により、既存の対策では、府民が意欲を持って生活再建に取り組むとともに、府民の安心・安全を確保することが困難となっております。

折しも、10月2日に発足した第四次安倍改造内閣においては、「防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を、3年間で集中的に実施する」との基本方針が定められたところです。

つきましては、政府におかれては、これまでの対策を抜本的に見直し、二度と同じような被害を繰り返さないよう、以下の要望項目について、早急に対応いただくとともに、3年間での確実な実施をお願いしたい。

平成 30 年度の相次ぐ自然災害による京都府内の主な被害状況

【大阪府北部地震】(6/18)

人的被害 負傷者 22 名 (重傷 1 名、軽傷 21 名)  
住家被害 半壊 5 棟、一部損壊 2,675 棟



ブロック塀倒壊(長岡京市)



灯籠倒壊 (石清水八幡宮)

【平成 30 年 7 月豪雨】(7/5 ~ 7/8)

人的被害 死者 5 名、負傷者 7 名 (重傷 1 名、軽傷 6 名)  
住家被害 全壊 15 棟、大規模半壊 1 棟、半壊 49 棟、  
一部損壊 69 棟、床上浸水 539 棟、床下浸水 1,734 棟



路肩決壊(福知山市(綾部大江宮津線))



商店街浸水 (舞鶴市(真名井商店街))

【台風第 21 号及び 9 月 7 日からの大雨】(9/4 ~ 9/11)

人的被害 負傷者 60 名 (重傷 3 名、軽傷 57 名)  
住家被害 全壊 4 棟、大規模半壊 3 棟、半壊 40 棟、  
一部損壊 7,261 棟、床上浸水 10 棟、床下浸水 57 棟



パイプハウス被害(八幡市)



定置網被害(宮津市(栗田漁業生産組合))

【台風第 24 号】(9/29 ~ 10/1)

人的被害 死者 1 名、負傷者 2 名 (軽傷 2 名)  
住家被害 全壊 2 棟、一部損壊 17 棟、  
床上浸水 7 棟、床下浸水 157 棟



林地被害 (亀岡市)



道路法面倒壊(国道 176 号(与謝野町))

平成 30 年度の相次ぐ自然災害による京都府内の被害状況

平成 30 年 11 月 7 日現在

区 分	被害状況	
人的被害	死者 6 名 負傷者 93 名（重傷 6 名、軽傷 87 名） 体調不良等による救急搬送等 10 件	
住家被害	全壊 21 棟 大規模半壊 4 棟 半壊 97 棟 一部損壊 10,084 棟 床上浸水 561 棟 床下浸水 2,022 棟	
道路被害	府合計 1,360 箇所	6,662 百万円
	市町村補助災 291 箇所	2,582 百万円
河川被害	府合計 1,471 箇所	9,760 百万円
	市町村補助災 437 箇所	3,877 百万円
農林水産被害	府合計 9,403 箇所	15,349 百万円
	（パイプハウス 2,864 棟	1,513 百万円
	林道・治山関係 942 件	6,355 百万円
文化財被害	国指定等 213 件	1,199 百万円
	府指定等 175 件	264 百万円
商工関係被害 <small>（商工団体等による集計）</small>	府合計 1,186 件	（企業施設関係 1,167 件 観光関係 19 件）
その他被害 （砂防、橋梁、公園、 港湾、下水）	府合計 50 箇所	834 百万円
	市町村補助災 25 箇所	427 百万円
合 計	総 計 13,425 箇所	40,954 百万円

※大阪府北部地震（6月）、平成30年7月豪雨（7月）、台風第20号（8月）、  
台風第21号及び9月7日からの大雨、台風第24号（9月）の被害報の合計値

（京都府の補正予算編成状況（6月及び9月補正））

区 分	予算額
被災者の生活再建	250 百万円
中小企業・農業者の復興支援	442 百万円
河川・道路・公共施設等の災害復旧等	15,926 百万円
合 計	16,618 百万円
	うち一般財源相当 2,395 百万円

## ■ 被害からの復旧対策・生活再建支援

### 被害からの生活再建への支援

自然災害の発生規模や頻度が、これまでとは明らかに異なり、住民からは「10年に一度の災害が何回も起こり、もうこりごりだ。1年でも早く対策してほしい。」との声があがっているなど、度重なる自然災害により、既存の対策では、府民が意欲を持って生活再建に取り組むとともに、府民の安心・安全の確保することが困難となっております。

については、従来までの対策を抜本的に見直し、国において、以下のような府民の生活再建への支援をお願いしたい。

#### <幅広く生活再建支援を行う制度の拡充>

被災者の生活再建や被災住宅の復旧を迅速に進めるため、「被災者生活再建支援法」の適用に際し、同一災害の被災者が等しく支援を受けられるよう、一部の市町村で制度が適用される場合は、適用外の市町村も支援の対象としていただきたい。

また、対象となる被災世帯を「全壊」、「大規模半壊」に限定せず、「半壊・一部損壊」「床上浸水」などにも拡大するとともに、同一の出水期において繰り返し被災した場合には同一の災害とみなすなど、幅広くかつ手厚く被災者の生活再建支援を行う制度へ国において拡充していただきたい。

(単位：万円)

<補助限度額>		全壊	大規模半壊	半壊	床上浸水等
被災者生活 再建支援法 適用地域	全国制度	300	250	—	—
	府独自制度	150	100	150	50
	合計	450	350	150	50
適用外地域	府独自制度	300	250	150	50

#### <激甚災害指定基準の緩和>

同一災害による被災地でありながら、自治体の財政規模や被害規模等によって、指定を受けられない場合もあることから、激甚災害指定基準を緩和いただきたい。

### ＜住民避難対策の充実・強化＞

住民避難を要する災害が相次いで発生する中、避難所の環境整備対策として行われる空調設備や情報収集機器、及び停電時の代替電源の設置については、平成 32 年度までとされた緊急防災・減災事業債の恒久化などの起債制度の拡充による財政支援を行っていただきたい。

### 抜本的な産業支援策の創設等

#### ＜中小企業者の再建を支援する全国制度の創設＞

中小企業基盤整備機構が行う小規模企業共済制度を拡充した様々な災害に対応する共済制度等の創設や、中小事業者が支払う保険料の負担軽減が図られるよう民間保険会社等に対する補助制度を創設するなど、中小事業者の再建を支援するための全国制度を創設いただきたい。

#### ＜パイプハウス復旧等の被災農家への支援＞

パイプハウス等に一定の被害が発生した場合に、台風第 21 号のような甚大な災害に限定することなく、被災農業者向け経営体育成支援事業を発動いただきたい。

あわせて、園芸施設共済の加入を促進させる対策を講じていただくとともに、災害に強いパイプ構造やビニール素材などの開発を促進いただきたい。

#### ＜定置網等の被災漁業者への支援＞

台風等で被災した漁業者等の経営再開・継続のため、定置網等の漁具の復旧を支援する事業を創設していただきたい。

#### ＜復興支援に係る被災地域の意見の反映＞

「ふっこう周遊割」など、災害の風評被害対策の実施に当たっては、各地域の実状を踏まえ効果的なものとするため、協議の場を設けるなど被災地域の意見が反映される仕組みを構築いただきたい。

#### ＜商店街の安全対策＞

現在、街路灯やアーケード等の商店街共同施設が老朽化しており、台風等の災害により破損等の恐れがある。

住民の安心・安全の確保のため、商店街共同施設の安全対策に対する財政支援を行っていただきたい。

### 復旧経費に対する特別交付税上の配慮

道路・河川等に小規模な被害が多数発生した場合に、土砂除去、路面・側溝の応急清掃などの応急復旧等に要する財政負担を軽減するため、特別交付税の算定に際し、特段の配慮をいただきたい。

## ■ 防災・減災、国土強靱化の推進

### 予算の確保

防災・減災、国土強靱化に向けた施策を支える基盤となる社会資本整備予算の総額を確保いただきたい。

また、重要インフラの緊急点検等を踏まえた緊急性の高い対策へ3年間集中投資し強靱化を加速する新たな予算枠を創設するとともに、平成 32 年度までとされた緊急防災・減災事業債の恒久化などの起債制度の拡充を図っていただきたい。

さらに、消費税率引上げに伴う臨時・特別の措置として行われる公共事業費については、別枠かつ純増となるよう、必要な予算を十分確保いただきたい。

### 災害に強い道路づくりの促進

防災・減災対策、災害時のリダンダンシーの確保等、災害に強い道路づくりを強力に推進するため、必要な予算を十分確保いただきたい。

**【近年の被災を踏まえ強靱化に向け特に緊急的対策が必要な主な路線】  
国において強力に推進いただきたい事業**

- ・新名神高速道路 平成 35 年度早期供用、将来的な 6 車線化
- ・舞鶴若狭自動車道 4 車線化
- ・京都縦貫自動車道 4 車線化（丹波IC～園部IC）
- ・山陰近畿自動車道（京丹後市）
- ・宇治木津線（城陽市～木津川市）
- ・国道 9 号法面对策等（老ノ坂峠）（7 月豪雨時等に通行規制）
- ・京都都市圏の亀岡方面、大津方面等への国道バイパス化（7 月豪雨時等に通行規制）

**京都府が実施する事業のうち、国に強力に支援いただきたい事業**

- ・ 国道 175 号、府道舞鶴福知山線等由良川改修関連道路整備  
(綾部市～舞鶴市)  
(7月豪雨及び台風第 24 号で由良川増水による通行規制)  
【事業年度 平成 22～34 年度、必要額 12.2 億円】
- ・ 国道 423 号法貴バイパス (亀岡市)  
(7月豪雨時に崩土による通行規制)  
【事業年度 平成 25～34 年度、必要額 36 億円】
- ・ 国道 429 号榎峠 (福知山市) (7月豪雨時に崩土による通行規制)  
【平成 30 年代前半事業化予定】
- ・ 木津信楽線 (木津川市～和東町)  
(7月豪雨時に崩土による通行規制)  
【事業年度 平成 23～33 年度、必要額 2.6 億円】
- ・ 宇治木屋線犬打峠 (宇治田原町～和東町)  
(7月豪雨時に崩土による通行規制)  
【事業年度 平成 29～35 年度、必要額 63.4 億円】

**災害に強い河川整備の促進**

現在予定されている河川整備について、抜本的に見直し、国においてハード・ソフト一体となった災害に強い河川の整備を強力に推進するため、必要な予算を十分確保するとともに、整備期間の大幅な短縮など総合的対策を推進していただきたい。

**【近年の被災を踏まえ強靱化に向け特に緊急的対策が必要な主な河川】**

**国において強力に推進いただきたい事業**

- ・ 桂川緊急治水対策 (特に嵐山地区) (7月豪雨時に浸水被害)  
【事業年度 平成 25～31 年度、必要額 16 億円】
- ・ 由良川緊急治水対策 (綾部市、福知山市、舞鶴市)  
由良川床上浸水対策 (福知山市) (7月豪雨時に浸水被害)  
【事業年度 平成 25～30 年代半ば、必要額 90 億円】
- ・ 山科川大島排水樋門改築 (木幡池 (京都市・宇治市))  
(平成 24 年南部豪雨、平成 25 年台風第 18 号時に浸水被害)  
【事業年度 平成 29 年度～】

**京都府が実施する事業のうち、国に強力に支援いただきたい事業**

- ・桂川（亀岡市～南丹市）（7月豪雨時に霞堤部から浸水）  
【事業年度 昭和 50～平成 60 年度、必要額 165 億円】
- ・弘法川、法川（福知山市）  
（7月豪雨時に由良川増水による内水被害）  
【事業年度 平成 27～31 年度、必要額 9 億円】
- ・相長川、大谷川等由良川改修関連河川（福知山市）  
（7月豪雨時に浸水被害）  
【事業年度 平成 9～41 年度、必要額 39 億円】
- ・高野川、伊佐津川（舞鶴市）（7月豪雨時に浸水被害）  
【事業年度 昭和 62～平成 59 年度、必要額 131 億円】
- ・福田川、新庄川、竹野川、小西川（京丹後市）  
（7月豪雨及び台風第 24 号による越水被害）  
【事業年度 昭和 53～平成 57 年度、必要額 77 億円】
- ・四宮川・安祥寺川（京都市との協調事業）  
（平成 25 年台風第 18 号による浸水被害）  
【事業年度 平成 29～59 年度、必要額 124 億円】

**土砂災害から府民の生命を守るハード・ソフト対策の推進**

要対策の土砂災害警戒区域のうち、未対策箇所が約 4,700 箇所存在し、全ての箇所をハード対策で安全にする場合には、約 1.5 兆円、約 500 年が必要であり、可能な限り速やかに**ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を強力に推進するため、必要な予算を十分確保**するとともに、**総合的対策を実施**いただきたい。

**【近年の被災を踏まえ強靱化に向け特に緊急的対策が必要な主な地区等】  
国において強力に推進いただきたい事業**

- ・谷河川（天然ダム）（福知山市）等に係る技術的支援  
（7月豪雨時に山腹崩壊による天然ダム発生）

**京都府が実施する事業のうち、国に強力に支援いただきたい事業**

- ・7月豪雨による被災箇所の緊急的対応（災害関連緊急砂防事業）  
[砂防事業]
  - ・谷河川（福知山市大江町）  
【事業年度 平成 30～33 年度、必要額 11 億円】



- ・瀬ヶ谷川支溪流（舞鶴市城屋）  
【事業年度 平成 30 ～ 31 年度、必要額 1.8 億円】
- ・閉亀川（亀岡市畑野町）  
【事業年度 平成 30 ～ 31 年度、必要額 2.4 億円】
  
- ・土砂災害警戒区域の指定 約 17,000 箇所 （98%指定済）  
上のうち要対策箇所 約 5,500 箇所 （14%対策済）  
【平成 31 年度必要額 8 億円】
- ・危機管理型水位計の設置 全 120 基(平成 32 年度までに設置予定)  
【事業年度 平成 30 ～ 32 年度、必要額 1.6 億円】
- ・洪水浸水想定区域図作成 全 377 河川 （141 河川公表済）  
【事業年度 平成 28 ～ 32 年度、必要額 2.8 億円】

### **頻発する内水被害を軽減するための下水道事業(雨水)の推進**

近年の集中豪雨で頻発する内水被害を軽減するため、下水道事業(雨水)による排水ポンプ場、雨水貯留施設等の整備を集中的に推進するため、必要な予算を十分確保いただきたい。

### **京都府が実施する事業のうち、国に強力に支援いただきたい事業**

- ・いろは呑龍トンネル南幹線（雨水排水ポンプ場等）の整備  
（平成 32 年度暫定供用、平成 35 年度完成）  
【平成 31 ～ 35 年度、必要額 94 億円】

### **府内市町が実施する事業のうち、国に強力に支援いただきたい事業**

- ・呑龍接続管渠工事：向日市、長岡京市
- ・排水ポンプ場整備：福知山市、舞鶴市、綾部市、京丹後市、大山崎町
- ・貯留施設整備：福知山市、宇治市【平成 31 年度、必要額 53 億円】

### **災害に強い港湾整備の促進**

日本海側拠点港「京都舞鶴港」の岸壁、臨港道路等の強力な整備推進のため、必要な予算を十分確保いただきたい。

**国において強力に推進いただきたい事業**

- ・舞鶴国際ふ頭等：岸壁延伸、臨港道路上安久線
- ・第 2 ふ頭岸壁：老朽化対策

**京都府が実施する事業のうち、国に強力に支援いただきたい事業**

- ・舞鶴国際ふ頭等：第Ⅱ期整備  
【事業年度 平成 31 ～ 39 年度、必要額 80 億円】
- ・第 4 ふ頭岸壁、喜多ふ頭等：施設の長寿命化対策  
【事業年度 平成 24 ～ 34 年度、必要額 5 億円】

**インフラ長寿命化等の推進**

社会インフラの老朽化が進む中、大規模自然災害発生時にもその機能が維持、発揮できるよう、**施設の集約・撤去、更新及び施設点検結果を踏まえた長寿命化対策等に必要な予算を十分確保**いただきたい。

**京都府が実施する事業のうち、国に強力に支援いただきたい事業**

- ・宇津根橋（府道郷ノ口余部線）（亀岡市）  
【事業年度 平成 26 ～ 34 年度、必要額 35 億円】
- ・肱谷バイパス（綾部宮島線）（南丹市）  
【事業年度 平成 26 ～ 34 年度、必要額 27 億円】

**耐震化の促進**

大阪府北部地震の教訓、さらには、南海トラフ地震等を踏まえた対策のため、特に、倒壊や損傷の恐れのある道路、橋梁、河川、上下水道、公園などのインフラ施設の耐震性向上を図るため、**社会資本整備総合交付金など必要な予算を十分確保**いただきたい。

また、大規模建築物や緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化に向け、国の**耐震対策緊急促進事業の適用期限の延長**（現制度は平成 30 年度まで）をお願いしたい。

## 公共土木施設における倒木、落石に対する支援

### ＜被害予防措置に対する支援＞

道路区域外からの落石や倒木等に起因する事故等を防止するため、沿道の土地等の管理者に危険防止措置を義務づける沿道区域制度が規定されており、道路法改正により今年度から道路管理者が地権者等へ損害予防措置を命じた場合は、損失を受けた者に損失補償を行う規定が設けられたところ。

**制度の活用に向けたマニュアルの提示や必要な予算を十分確保等、国の支援**をお願いしたい。

### ＜公共土木施設における倒木被害に対する支援＞

道路、河川、都市公園等の倒木については、公共土木施設災害復旧事業の対象外となっているため、府民の安心・安全や施設の機能確保に支障のある倒木処理について、公共土木施設災害復旧事業の対象としていただきたい。

## 京都丹後鉄道の防災・減災対策の推進

上下分離方式で運営している北近畿タンゴ鉄道は、実質的に沿線自治体が鉄道施設を保有している公共土木施設であり、通常は鉄道事業者が負担する分も沿線自治体が負担するため、大きな負担となることから、**鉄道災害復旧事業**について以下のとおり対応いただきたい。

- ・ **公共土木災害復旧事業と同等の補助率へ引上げ**られたい。  
**(1/4→2/3)**
- ・ 鉄道災害復旧事業は、原型復旧が原則とされているが**改良復旧等についても補助対象**としていただきたい。
- ・ 地方負担分について、**補助災害復旧事業債を充当**できるようにしていただきたい。

併せて、繰り返し同じ箇所が被災する場合等では、**被災原因の調査や防災点検について国の補助対象事業**としていただき、斜面崩壊、盛土崩壊等の防災工事推進のための**鉄道総合安全対策事業などについて、必要な予算を十分確保**いただきたい。

**【今後 3 年間で強靱化に向けて整備が必要な箇所】**

- ・ 7 月豪雨等被災箇所：繰り返し被災を受ける栗田駅・宮津駅間など、再度災害防止のための確実な復旧

【事業年度(調査) 平成 31 年度、必要額 0.5 億円】

【事業年度(工事) 平成 32 ～ 33 年度、必要額 調査後確定】

- ・ 橋梁耐震対策等

【事業年度(調査) 平成 30 ～ 31 年度、必要額 1.5 億円】

【事業年度(工事) 平成 32 ～ 33 年度、必要額 調査後確定】

**防災重点ため池の対策強化**

農村地域防災減災事業等のため池整備事業に必要な予算を十分確保するとともに、今後 3 年間で行うハザードマップ作成に対する定額助成をお願いしたい。

**【近年の被災を踏まえ強靱化に向け特に緊急的対策が必要な主な箇所】**

- ・ 亀岡市昭和池地区（昭和池）（事業年度 平成 31 ～ 35 年度）等  
【必要額 6.7 億円】

（ハザードマップ作成）

京都府では、今後 3 年間で、下流に人家等がある防災重点ため池（228 箇所（平成 30 年 10 月時点））のハザードマップを作成

- ・ 作成済み 81 箇所
- ・ 平成 30 年度作成数 66 箇所予定
- ・ 平成 31 年度作成数 41 箇所予定
- ・ 平成 32 年度作成数 40 箇所予定

**治山対策・倒木対策の抜本的強化**

台風や集中豪雨等による「荒廃森林」への対策を抜本的に強化するため、下記の措置を講じていただきたい。

**<倒木除去の新制度創設>**

公共インフラの復旧等を迅速化する観点から、倒木等の被害木を緊急的かつ機動的に伐採・搬出する補助制度を創設していただきたい。

**<即応的支援体制の強化>**

倒木処理に際して、高度な専門的技術を有する人材が必要であり、ヘリコプターによる山地災害緊急調査の機動的な実施や、既存の「山地災害対策緊急展開チーム」に専門的技術と装備を有する現場即応部隊としての機能を拡充するなど、林野庁等による支援体制の強化をお願いしたい。

**<高度な森林技術を有する人材の育成・確保やロボット技術の開発促進>**

荒廃森林や治山現場は、被害木が大変危険な状態で倒れていたり、急斜面に位置しているなど、作業が極めて困難となるケースが多いが、そのような状況下でも対応できる技術を持った人材は、全国的な災害の頻発も相まって、恒常的に不足している。

ついては、こうした高度な森林技術を持った人材の育成・確保に向けた事業の創設や、無人ロボットの技術開発などの抜本的な対策を講じていただきたい。

**<予防治山の対策強化>**

森林の荒廃を未然に防ぐ予防治山を強化する必要があるため、「農山漁村地域整備交付金」の予算を十分確保いただきたい。

**【近年の被災を踏まえ強靱化に向け特に緊急的対策が必要な主な箇所】**

- ・京都市左京区鞍馬貴船町 治山ダム工  
【平成 31 年度必要額 22 百万円】
- ・与謝郡与謝野町金屋 治山ダム工  
【平成 31 年度必要額 20 百万円】

**<復旧治山の対策強化>**

台風や集中豪雨等による山腹崩壊や治山施設の早期復旧のため、「復旧治山事業」の予算を十分確保いただきたい。

**【近年の被災を踏まえ強靱化に向け特に緊急的対策が必要な主な箇所】**

- ・亀岡市本梅町 山腹工 【平成 31 年度必要額 20 百万円】
- ・福知山市堀森垣 治山ダム工 【平成 31 年度必要額 30 百万円】

### 漁港の長寿命化・強靱化に向けた支援

老朽化が進む漁港施設の機能保全や護岸整備、海岸施設の長寿命化を図るため、「水産基盤整備事業」及び「農山漁村地域整備交付金」の予算を十分確保いただきたい。

#### 【強靱化に向け特に緊急的対策が必要な主な箇所】

- ・水産基盤整備事業（漁港の機能保全）  
舞鶴漁港(舞鶴市)、中浜漁港(京丹後市)、本庄漁港(伊根町)など  
【平成 31 年度必要額 1.68 億円】
- ・農山漁村地域整備交付金（護岸整備）  
竜宮浜漁港海岸(舞鶴市)、栗田漁港(宮津市) など  
【平成 31 年度必要額 1.46 億円】

### 上水道の強靱化対策・災害復旧事業の拡充

水道施設の強靱化を図るため、生活基盤施設耐震化等交付金について必要な予算を十分確保いただくとともに、下水道施設の場合に準じ、交付率を 1/3 から 1/2 に引上げられたい。

また、水道施設の災害復旧事業について、下水道等の公共土木施設に準じ、補助率を 1/2 から 2/3 に引上げるとともに、復旧費の下限額の採択要件を緩和していただきたい。

#### 【近年の被災を踏まえ強靱化に向け特に緊急的対策が必要な主な箇所】

- ・配水管の耐震化等 舞鶴市、向日市、福知山市など  
【平成 31 年度必要額 36 億円】

### 下水道の強靱化対策

下水道事業においては、平成 29 年度財政制度等審議会の建議を受け、汚水施設の改築更新が防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の重点配分の対象外とされたところであるが、府民にとって必須のライフラインである下水道の強靱化が図れる地震対策や改築更新が確実に推進できるよう、国の財政支援を継続し必要な予算を十分確保いただきたい。

**京都府が実施する事業のうち、国に強力に支援いただきたい事業**

- ・ 流域下水道の幹線管渠の更生等  
宮津湾流域下水道 他 3 流域 【平成 31 年度必要額 10.11 億円】

**府内市町が実施する事業のうち、国に強力に支援いただきたい事業**

- ・ 公共下水道の管渠の更生等  
福知山市、宇治市など 【平成 31 年度必要額 33.36 億円】

**災害時の下水汚泥処理に係る広域連携**

大規模災害時に下水汚泥の処理委託先等が被災し、通常の処理が困難となった場合、**緊急的に他の自治体による処理を可能とする広域連携の仕組みを構築**いただきたい。

**災害廃棄物の処理等**

**<災害等廃棄物処理事業の対象拡大>**

被災市町村等が実施する災害等廃棄物処理事業について、**半壊家屋の撤去費用についても事業の対象**としていただきたい。

また、道路等に大量の災害廃棄物が堆積・放置され、通行等に支障が生じ、早期の復旧・復興の妨げとなる場合には、**公共施設管理者が緊急的に災害廃棄物を撤去・運搬する場合についても、災害等廃棄物処理事業の対象**としていただきたい。

**<海岸漂着物の国の負担による処理>**

災害に伴い発生した**漂流・漂着物や海底の堆積物の回収・処理**については、**国の全額負担により実施**していただきたい。

### **国立・国定公園における災害復旧事業の創設**

国立・国定公園が被害を受けた場合には、国の責任において災害復旧を行うとともに、甚大な被害が発生するごとに臨時的制度での対応でなく、恒久的な災害復旧事業制度を創設していただきたい。

#### **【強靱化に向け特に緊急的対策が必要な主な箇所】**

- ・ 山陰海岸国立公園、京都丹波高原国定公園、丹後天橋立大江山国定公園  
【平成 31 年度必要額 0.43 億円】

### **ブロック塀等の除却・改修への支援**

現行法令に適合しない又は危険な状態にあるブロック塀等を、安全確保のため、即時に撤去・改修できるよう、国庫補助制度の創設・拡充や地方財政措置の拡充により財政支援を行っていただきたい。

### **文化財の防災対策**

度重なる災害により、賀茂御祖神社（下鴨神社）や大覚寺など、国宝や重要文化財等に甚大な被害が生じている。

機能強化された新・文化庁においては、文化財を地域における総合的な保存・活用を目指しているところであるが、そのためにも災害からの早期復旧・防災対策を進める必要があることから、下記の措置を講じていただきたい。

- ・ 文化財の復旧に必要な予算を十分確保いただくとともに、200 件を超える府内の国指定文化財被害の災害復旧事業を採択いただきたい。
- ・ 災害発生後の本復旧工事については文化庁との協議に時間を要することから、所有者は独自で被害拡大や二次災害防止のための応急復旧工事を進める必要があるが、当該工事についても補助対象としていただきたい。



- ・文化財建造物の耐震診断や耐震補強工事など耐震対策は、所有者にとって優先順位が劣後し対策が進まないことから、補助率の嵩上げ及び必要な予算を十分確保いただきたい。
- ・京都府では今後の指定が予想される文化財について暫定登録制度を設けて保護と活用を図っているところであり、国においても同様の制度を創設いただくとともに、当該文化財の防災対策及び復旧を支援する制度を創設していただきたい。
- ・公共土木施設の取扱いに準じて、激甚災害時には復旧の補助率を 90 %に嵩上げする制度を創設していただきたい。

【京都府の担当部局】

総務部	財政課	075-414-4424
総務部	自治振興課	075-414-4454
府民生活部	災害対策課	075-414-4472
文化スポーツ部	文教課	075-414-4521
環境部	循環型社会推進課	075-414-4730
環境部	自然環境保全課	075-414-4378
環境部	公営企画課	075-414-4373
環境部	水環境対策課	075-414-5206
商工労働観光部	商業・経営支援課	075-414-4822
商工労働観光部	観光政策課	075-414-4843
農林水産部	農村振興課	075-414-5036
農林水産部	経営支援・担い手育成課	075-414-4902
農林水産部	農産課	075-414-4961
農林水産部	水産課	075-414-4992
農林水産部	林務課	075-414-5001
農林水産部	森づくり推進課	075-414-5021
建設交通部	道路計画課	075-414-5246
建設交通部	交通政策課	075-414-4360
建設交通部	河川課	075-414-5280
建設交通部	砂防課	075-414-5310
建設交通部	都市計画課	075-414-5272
建設交通部	建築指導課	075-414-5349
建設交通部	住宅課	075-414-5356
商工労働観光部・建設交通部	港湾局	0773-75-0192
教育委員会	社会教育課	075-414-5882
教育委員会	文化財保護課	075-414-5896